

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2018（平成30）年度～2020（平成32）年度）」の概要

参考資料2

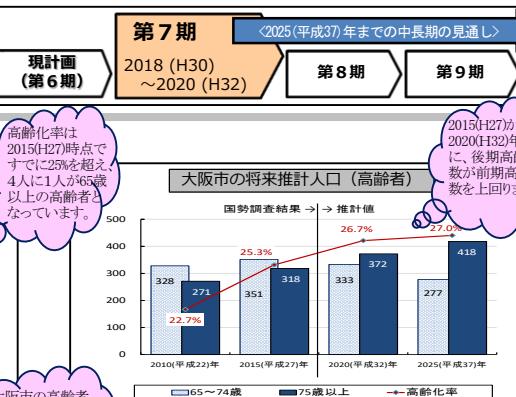
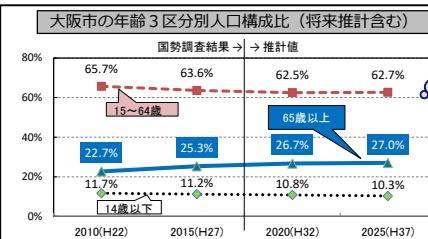
1 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは

- 老人福祉法に規定されている「老人福祉計画」及び介護保険法に規定されている「介護保険事業計画」は、一体のものとして策定するようそれぞれの法に位置付けられています。
- 大阪市では、高齢者に関する保健・福祉施策及び介護保険事業、並びにそれ以外の高齢者に係る施策を包含した総合的な計画として「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。

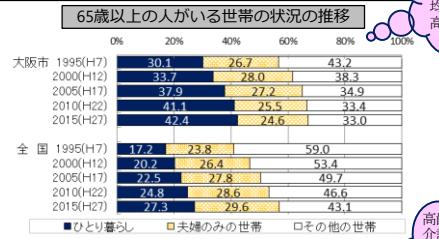
計画期間

第7期計画は、2018(平成30)年度から2020(平成32)年度の3か年の計画としており、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025(平成37)年を見据え、「地域包括ケアシステム」をより深化・推進していくための計画とします。

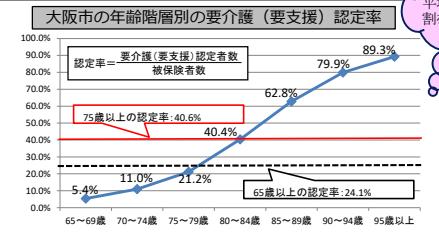
2 大阪市の高齢化の現状と将来推計



資料:総務省「国勢調査」、大阪市政策企画室調べ将来人口推計(2014(平成26)年8月時点)



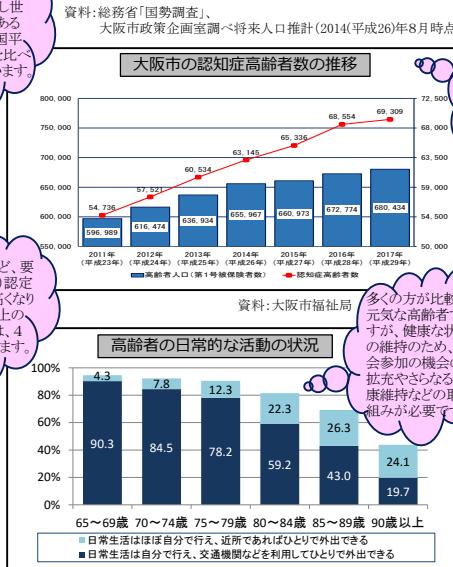
資料:総務省「国勢調査」



資料:大阪市福祉局(2017(平成29)年3月末)

2025(平成37)年の大阪市の姿

- 後期高齢者の増加に伴い、医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者、重度の要介護認定者、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者などが増加すると見込まれます。
- 「支え手」となる生年齢人口は減少し、核家族化の進行や、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯の増加等による家族や親族の支え合いの希薄化、地域の支え合い機能の低下が予測されます。
- 高齢期は、介護を必要とする人がいる一方で、趣味や社会活動への参加など、自らの価値観にしたがって能動的・主体的な生活を送る時期でもあることから、介護が必要な方は重度化を防止し、健康な人は要介護状態になることを予防する取組みを進めることができますよう支援をしていく必要があります。



資料:大阪市高齢者実態調査報告書(2017(平成29)年3月)

3 介護保険制度改革のポイント

- 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進**
 - ・保険者機能の発揮による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの制度化（財政的インセンティブの付与等）
 - ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
 - ・認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方を制度上明確化）など
- 医療・介護の連携の推進等**
 - ・「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設（介護医療院）の創設
 - ・医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備など
- 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等**
 - ・「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備
 - ・高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくなるための新たな共生型サービスの位置づけなど

4 第7期計画の基本的な考え方

施策推進の基本的な考え方

- 高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきと豊かに尊厳をもって暮らすことができる社会の実現をめざします。
- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）をより深化・推進していきます。

取組方針

上記の考え方のもと、今回の介護保険制度改革等を踏まえ、次の4点の基本方針に基づき、地域包括ケアシステムをより深化・推進するため、次の5つの重点的な課題に向けた取組みを推進します。

- 大阪市の高齢者施策の体系

【基本方針】

- 健康でいきと豊かな生活の実現
- 個々人の意思を尊重した生活の実現
- 安全で快適な生活環境の実現
- 利用者本位のサービス提供の実現

【重点的な課題と取組み】

- 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実
- 認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進
- 介護予防の充実、市民による自主的活動への支援
- 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実
- 高齢者の多様な住まい方の支援

※各取組みの概要は裏面参照

● 具体的施策

高齢者施策を総合的に推進するため、「重点的な課題と取組み」を含め、各分野において具体的な施策を推進します。

- | | | |
|----------------|----------------------|-------------|
| 1 地域包括ケアの推進 | 3 介護予防、健康づくり、生きがいづくり | 5 住まい・まちづくり |
| 2 認知症支援と権利擁護施策 | 4 サービスの充実・利用支援 | |

5 介護保険給付に係る費用の見込み及び介護保険料等

○高齢者人口(第1号被保険者数)の推計

厚生労働省が第7期将来推計用に用いた出発点として作成した「推計人口」の人口伸び率を参考に推計

	第6期計画期間	第7期計画期間
	(H27)年度 (H28)年度	(H28)年度 (H29)年度
高齢化率	24.9%	25.2%
初期高齢者人口(第1号被保険者数)	689,745人	683,265人
初期高齢者人口(第1号被保険者数)	349万人	341万人
全体に占める割合	52.5%	51.2%
後期高齢者	317万人	330万人
全体に占める割合	47.5%	48.8%

※2015(平成27)～2016(平成28年)は9月末の実績、2017(平成29年)度は見込数値。

○要介護(要支援)認定者数の推計

	第6期計画期間	第7期計画期間
	(H27)年度 (H28)年度	(H28)年度 (H29)年度
認定者数	160,774人	165,468人
第1号被保険者中の認定者割合	23.7%	24.0%
第1号被保険者	685,000人	702,153人
認定者数	157,000人	162,000人
第1号被保険者中の認定者割合	22.6%	22.9%

※2015(平成27)～2016(平成28年)は9月末の実績、2017(平成29年)度は見込数値。

○介護保険給付及び地域支援事業に係る費用(利用者負担分を除く)の見込み

・各サービスの給付見込みの推計に基づいて、介護保険料にかかる費用を算定

・地域支援事業にかかる費用は、過去の実績等をもとに算定

	第6期計画期間	第7期計画期間
	(H27)年度 (H28)年度	(H28)年度 (H29)年度
介護保険料	2,210億円	2,293億円
地域支援事業	38億円	41億円

※2015(平成27)～2016(平成28年)は9月末の実績、2017(平成29年)度は見込数値。

○施設整備目標数

	第6期計画期間	第7期計画期間
	(H27)年度 (H28)年度	(H28)年度 (H29)年度
介護老人施設(特別養護老人ホーム)	12,400人	13,000人
介護老人施設	7,650人	7,850人
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	4,129人	4,689人

・第1号被保険者
・保険料基準額は、月額7,927円となります。

6 自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

介護保険法の改正により、市町村は介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を計画に記載することとされています。

本計画における主な取組内容等については、次のとおりです。

取組内容

第7期の目標

<在宅医療・介護連携の推進>

各区における「在宅医療・介護連携推進会議」における、課題整理・対応策の検討・具体化

<地域包括支援センターの運営の充実>

事業評価による地域包括支援センターが事業評価において全ての事業実績基準を満たす。

<認知症の方への支援>

認知症サポーターの養成

2020(H32)年度末までに24万人を養成

<介護予防の充実>

「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の取り組みの立ち上げ等の支援

実施箇所数

2016(H28)年度末(実績) 404か所

2017(H29)年度末(見込) 474か所

2021(H33)年度末(目標) 約700か所

<介護支援専門員の質の向上>

ケアプランにおける問題点等の検証・周知により、居宅介護支援事業所に対して

意識改善を図ることによる、介護支援専門員の質の向上

ケマネキアップ事業参加事業所数

2018(H30)年度 221か所

2019(H31)年度 227か所

2020(H32)年度 234か所

重点的な課題と取組みの概要

この計画では、2025（平成37）年の大阪市の高齢者の状況を見据えるとともに、大阪市の高齢者施策の基本方針に基づき、今回の介護保険制度改正に位置付けられた施策を着実に推進し、地域包括ケアシステムをより深化・推進するため、次の5つの取組みを重点的な取組みと位置付け推進します。

1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実

地域包括ケアの中核的な役割を担う地域包括支援センターの強化及び質の確保に努めるとともに、地域ケア会議を推進します。また、在宅医療・介護連携の推進や、関係機関が連携したひとり暮らし高齢者の見守りの推進を図るとともに、地域共生社会の実現に向け、分野を越えて総合的に相談支援ができる体制づくりを進めます。

（1）在宅医療・介護連携の推進 【主な取組み・方向性】

- 各区の「在宅医療・介護連携推進会議」において、地域の医療・介護に関する課題抽出・対応策を検討し、「顔の見える関係」の構築のため、多職種でのグループワークなどの研修等により多職種連携を図ります。また地域住民への理解促進に努めます。
- 在宅医療・介護を切れ目なく提供するために、医療と介護の橋渡し役を担う在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置した「在宅医療・介護連携相談支援室」を全区において設置し、医療・介護関係者のスムーズな連携を推進します。

（2）地域包括支援センターの運営の充実（地域ケア会議の推進） 【主な取組み・方向性】

- 機能強化型地域包括支援センターの設置や他の地域包括支援センターの後方支援を行なう基幹的な役割の位置づけなど、地域包括支援センター間の役割分担・連携強化について引き続き検討し、実施します。
- 地域ケア会議については、個別ケースの検討を行う個別ケア会議から地域課題の解決を検討する地域ケア推進会議まで一連的に取り組むとともに、自立支援に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組みます。
- 地域包括支援センターの事業評価のさらなる充実を図ります。

（3）地域における見守り施策の推進 【主な取組み・方向性】

- 地域における見守りネットワークを強化するため、各区にCSWを配置した「見守り相談室」を設置し、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施するとともに、孤立死リスクの高い世帯等をより効果的に支援につなげるため、CSWによる取組みを強化します。
- 徘徊認知症高齢者等の行方不明事案の未然防止・再発防止や早期の身元の特定につなげるため、警察との連携を強化しながら取組みを進めます。

（4）複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実 【主な取組み・方向性】

- 複合的な課題を抱えた人に対する支援を行うため、2017（平成29）年度から3区でモデル実施している「総合的な相談支援体制の充実事業」の効果を検証し、各区に対して必要な機能と実施に向けた選択肢を示すなど、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備をめざします。

（5）ひとり暮らし高齢者への支援（再掲） 【主な取組み・方向性】

- ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民の声かけ等の見守り活動や在宅福祉サービスの充実に取り組むとともに、外出や交流などの社会参加の機会づくりに努めます。

2 認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進

新オレンジプランに沿って、認知症高齢者やその家族等に対する施策を総合的に推進します。また、高齢者虐待の防止、消費者被害の防止など、権利擁護施策の推進・充実を図ります。

（1）認知症の方への支援 【主な取組み・方向性】

- 認知症初期集中支援チームを各区に配置し、認知症の人への初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートします。
- 認知症地域支援推進員を各区に配置し、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行なうほか、若年性認知症の相談窓口となり、関係機関と連携して必要な支援を行います。
- 地域における認知症対応力の向上を図るため、各区における認知症支援の拠点として設置している認知症強化型地域包括支援センターの活動を推進します。
- かかりつけ医・歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上のための研修や認知症サポーター医の養成を推進するとともに、認知症疾患センターの運営を行ななど、地域における認知症に係る医療提供体制の充実に取り組みます。
- 認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症サポーターが地域の中で活躍する機会の充実を図ります。
- スマートフォン等で利用できる認知症アプリを開発・運用するなど、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。
- 弘済院を医療と介護が一体となった新たな拠点として整備し、認知症の人やその家族への支援に取り組みます。

（2）権利擁護施策の推進 【主な取組み・方向性】

- 「高齢者虐待防止連絡会議」において、虐待情報の共有化を図るとともに、関係機関相互の連携の強化を図ります。
- 養介護施設従事者等に対して、集団指導・実地指導・監査等を利用して啓発・研修を実施するなど、高齢者虐待防止に向けた取組みを進めます。
- 成年後見制度の利用促進のため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、2018（平成30）年度から「権利擁護の地域連携ネットワーク」を構築し、本人を中心とした「チーム」を形成し、区や地域包括支援センター等の相談支援機関に対して、専門職団体・関係機関が連携協力し、支援を行います。
- あんしんさぽーと事業の利用を必要とする人が、待機することなく順次利用・契約できるよう取組みを進めます。

3 介護予防の充実、市民による自主的活動への支援

高齢者の社会参加等を通じて、いきいきと健康に暮らすことができるよう自主的活動・介護予防の取組みを推進します。また、高齢期を迎える前（壮年期）からの健康づくりを推進します。

（1）一般介護予防事業の推進（介護予防・重度化防止の推進） 【主な取組み・方向性】

- いきいき百歳体操等の住民主体の通いの場の充実に向け支援を行うとともに、口腔機能の向上等に寄与する取組みも検討します。高齢者が社会参加や地域貢献活動を通じて自身の介護予防につなげるために、「介護予防ポイント事業」の充実に取り組みます。

（2）健康づくりの推進 【主な取組み・方向性】

- 健常寿命の延伸のため、健康増進計画（すこやか大阪21）に基づき、健常寿命に影響を与える循環器疾患やがん、骨粗しょう病などの生活習慣病の予防に向けた取組みを進めるとともに、ごろごろの健康を保持するため、ストレス及び気分転換の方法等に関する知識や、うつ病等のこころの病気の知識とその予防についての普及啓発等に取り組みます。

（3）高齢者の社会参加と生きがいづくり 【主な取組み・方向性】

- 高齢者の一層幅広い社会参加活動を推進するため、知識や技能を生かした生涯学習における指導者層の充実に努めます。
- 生きがいづくり、社会参加の促進のため、老人福祉センター等の活動拠点の活用や老人クラブ活動への支援を進めます。

（4）ボランティア・NPO等の市民活動支援 【主な取組み・方向性】

- 「大阪市市民活動総合ポータルサイト」により市民活動に役立つ情報を一元的に発信し、様々な活動主体同士が連携しながら活動を進められるよう支援します。

4 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実

地域包括ケアの推進に向けて多様な主体による多様なサービスの充実を図るため、総合事業の円滑な実施や生活支援体制の基盤整備を推進します。また、「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護人材の確保及び資質の向上に努めます。

（1）介護予防・生活支援サービス事業の充実 【主な取組み・方向性】

- 総合事業の実施状況を把握・分析しながら、ボランティアやNPO、民間企業等の多様な主体による多様なサービスの充実に努めるとともに、地域における住民相互の助け合い活動を促進する取組みも検討します。

（2）生活支援体制の基盤整備の推進 【主な取組み・方向性】

- 生活支援コーディネーターが高齢者のニーズや地域資源等を把握したうえで、協議体を通じて定期的に情報共有を図るなど、生活支援・介護予防サービスの充実に向け取り組みます。

（3）介護給付対象サービスの充実 【主な取組み・方向性】

- 重度な要介護状態になってしまって、住み慣れた地域で日常生活ができるよう、居宅サービスや地域密着型サービス等の充実に努めます。

（4）介護サービスの質の向上と確保 【主な取組み・方向性】

- 高齢者が安心してサービスを選択できるよう、事業者情報の公表や事業者への指導・助言に努めるとともに、介護サービスの適正化にあたっては取組事項及び目標を定めて取り組みます。
- 利用者に適正なケアプランに基づくサービスが提供されるよう、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

（5）在宅支援のための福祉サービスの充実 【主な取組み・方向性】

- 高齢者自身や家族介護者を支援するため、多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスの充実に努めます。

（6）介護人材の確保及び資質の向上 【主な取組み・方向性】

- 福祉・介護サービス事業者や従事者への研修の実施等による支援を充実させることにより、福祉人材の育成・確保を進めます。
- 大阪市の研修修了者等が提供する軽度の要支援者等に対する生活援助サービスの実施により、新たな介護人材のすそ野を拓ける取組みを進めます。

5 高齢者の多様な住まい方の支援

高齢者ができる限り住み慣れた地域に住み続けることができるよう、居住の安定に向けた支援を実施するとともに、自宅での生活が困難になった場合の施設等への住み替えなど、高齢者の状況やニーズに沿った多様な住まいを確保します。また、住み慣れた地域で安全・安心に暮らすための住環境を整備します。

（1）多様な住まい方の支援 【主な取組み・方向性】

- 様々な施設・居住系サービスとの関係を整理し、高齢者のニーズに対応した居住形態・サービスの多様な選択肢の確保に努めます。

（2）居住の安定に向けた支援 【主な取組み・方向性】

- 市営住宅の高齢化対応設計やバリアフリー化等を推進するとともに、高齢者の民間賃貸住宅への入居支援等を推進します。

（3）施設・居住系サービスの推進 【主な取組み・方向性】

- 個々の高齢者のニーズに合ったサービスの提供に努めながら、施設サービスを必要とする人のために、特別養護老人ホーム等の施設整備を進めます。
- 新たな介護保険施設として創設される「介護医療院」については、介護療養型医療施設等からの転換を進めていきます。

（4）住まいに対する指導体制の確保 【主な取組み・方向性】

- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅への定期的な立入調査等の指導や、高齢者用賃貸住宅等の居住者に介護サービスを提供している訪問介護事業者等に対する実地指導に引き続き取り組みます。